**JMS会則改定案**

日本モータースポーツ記者会会則　改訂A案

第四章　運営・会議・議決

第10条　幹事会は、１名の会長と８名の幹事により構成される。

第11条　会長の選任は自薦および他薦とし、２年毎の総会にて投票を行い決定する。会長の再選は妨げない。（←追加部分）

第12条　会長を除く幹事の任期は２年とし、再任は連続２期までとする。連続しない再任あるいはそれ以上の就任は、これを妨げない。

第13条　会長を除く幹事の選任は、総会において、以下の手順によって行われる。

1. 会長を除く現職幹事８名のうち、前条の再任制限に抵触しない者のみを対象とし、総会出席者全員により第１回の投票を行う。開票の結果、得票数の上位４名が引き続き幹事として留任するものとする。
2. 前項で留任が決定した４名および前条の再任制限に抵触する者を除いた全会員を対象とし、総会出席者全員により第２回の投票を行う。開票の結果、得票数の上位４名を新たに幹事として決定する。~~この段階で幹事会の定員９名のうち６名が決定することになる。~~
3. ~~前々項および前項で選出された幹事６名が協議の上、前条の再任制限に抵触する者を除いた全会員の中から、残る３名を速やかに選出し、指名する。~~

第14条　総会において選出された幹事は、速やかに互選によって~~会長、~~副会長、事務局長、会計幹事、監査役を各１名選出しなければならない。

* 以下、第四章第15条から20条は、現行会則第14条から19条と同様。

日本モータースポーツ記者会会則　改訂B案

第四章　運営・会議・議決

第10条　幹事会は、１名の会長と９名の幹事により構成される。

第11条　会長の選任は自薦および他薦とし、２年毎の総会にて投票を行い決定する。会長の再選は妨げない。（←追加部分）

第12条　会長を除く幹事の任期は２年とし、再任は連続２期までとする。連続しない再任あるいはそれ以上の就任は、これを妨げない。

第13条　会長を除く幹事の選任は、総会において、以下の手順によって行われる。

1. 会長を除く現職幹事9名(\*)のうち、前条の再任制限に抵触しない者のみを対象とし、総会出席者全員により第１回の投票を行う。開票の結果、得票数の上位3名が引き続き幹事として留任するものとする。
2. 前項で留任が決定した3名および前条の再任制限に抵触する者を除いた全会員を対象とし、総会出席者全員により第２回の投票を行う。開票の結果、得票数の上位3名を新たに幹事として決定する。この段階で幹事会の定員９名のうち６名が決定することになる。
3. 前々項および前項で選出された幹事６名が協議の上、前条の再任制限に抵触する者を除いた全会員の中から、残る３名を速やかに選出し、指名する。

第14条　総会において選出された幹事は、速やかに互選によって~~会長、~~副会長、事務局長、会計幹事、監査役を各１名選出しなければならない。

* 以下、第四章第15条から20条は、現行会則第14条から19条と同様。

(\*)改訂初年度は現職幹事は８名となる。

日本モータースポーツ記者会会則　改訂C案

上記A案とB案以外の案（具体的なご意見とともに改定案を明記してください）